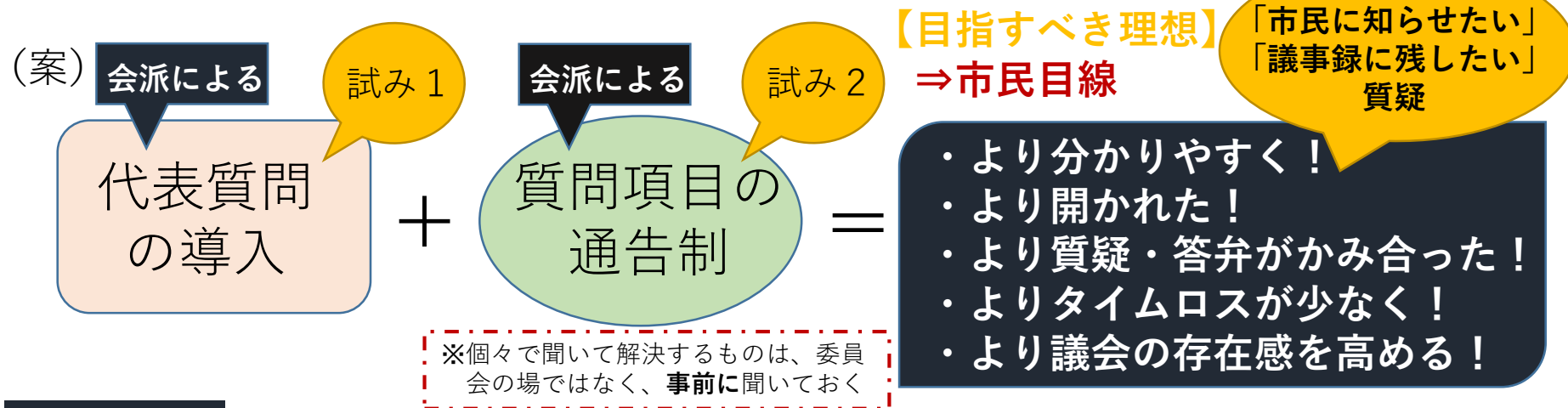


誰からも分かりやすく開かれた会議の実現を！

来年度からの委員会中継本格実施に向け、この『9月の決算審査特別委員会』から
試行的に実施できるものから試していく



メリット

- **会派による代表質問** ※ 会派ごとに総括的に質問（**会派内での質問者は自由**）
 - ・ 「**イチ議員の質問**」ではなく、「**会派（複数議員）の質問**」としての意味が帯びてきて、理事者側にとっては質問により**重さ**が出てくる
 - ・ 会派で事前に意見調整ができ、議員の資質向上にもつながる
- **会派による質問項目の通告** ※ 事前に**会派として通告する**以外は、審査方法は従前のとおり
 - ・ 質疑と答弁が、かみ合わないことを減らせる
 - ・ 「資料がない」という理事者の答弁を減らせる
 - ・ 資料を探す時間の軽減ができ、スピーディーな答弁が期待できる
 - ・ より深く、正確な答弁を引き出せる
 - ・ 会派で事前に意見調整ができ、議員の資質向上にもつながる

(案) 燕市議会 議会運営ルールブック ～誰にでも分かりやすい会議を目指して～

▶ 燕市議会 議会運営ルールブックの目的

会議は、様々なルールに基づき行われています。しかし、そのルールをどれくらいの方が理解しているのか。そもそもルールがあることも分からない方も多いのではないかと。

ここでは、初めて会議を傍聴、視聴する人はもとより、誰にでも分かりやすい会議を実現するために、代表的なルールをここに示します。

その1

議長、委員長は議事を整理し、秩序を保持する権限があります。
そのため、議員に対し、注意をしたり、発言を禁止したりすることができます。

その2

議員の発言は、簡潔明瞭にするものとし、議題以外や議題の範囲を超えてはいけません。

その3

質疑は、同じ議題について、各議員は3回まですることができます（議長に許可を得た場合は除く）。
質疑では、自己の意見を述べることはできません。

その4

討論は、議題に対し、賛否を明らかにし自己の意見を述べるすることができます。
意見の異なる議員に対し、自分の意見に同調してもらえよう努めます。

その5

採決は、議場であれば賛否を電子ボタンで表す投票システム、委員会室であれば起立で行います
（異議がない場合は、議長や委員長が可決の旨を宣告するやり方もあります）。

その6

会議終了後は、会議録を作成します。誰でも閲覧することができます。

その7

議員は、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助等の理由により、会議を欠席することができます。